

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

平成30年3月26日

月 曜 日

号 外(18)

目 次

規 則

○富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則	1
---------------------------	---

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第13号

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事研究所条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山県薬事総合研究開発センター条例施行規則

第1条中「富山県薬事研究所条例」を「富山県薬事総合研究開発センター条例」に改める。

第2条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「富山県薬事研究所（以下「薬事研究所」）を「富山県薬事総合研究開発センター（以下「薬事総合研究開発センター）」に、「薬事研究所に試験」を「薬事総合研究開発センターに試験、分析」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「第4条第2項」を「第3条第2項」に改め、同項第4号中「薬事研究所長」を「薬事総合研究開発センター所長（以下「所長」という。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第4条第2項」を「第3

条第2項」に改め、同項第2号中「薬事研究所長」を「所長」に改める。

第4条中「第5条」を「第4条第1項」に改める。

第5条中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第6条中「薬事研究所長」を「所長」に改める。

第7条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「薬事研究所」を「薬事総合研究開発センター」に改める。

別表の1の(2)中

「カールフィッシャー水分計	260円」
---------------	-------

を

「カールフィッシャー水分計 (容量滴定法)	260円
「カールフィッシャー水分計 (電量滴定法)	660円」

に、

「原子吸光光度計	1,030円」
----------	---------

を

「原子吸光光度計	1,030円
「I C P質量分析計	4,900円」

に、

「真空凍結乾燥機	350円」
----------	-------

を

「真空凍結乾燥機	2,090円」
----------	---------

に、

「溶出試験器	800円」
--------	-------

を

「液体クロマトグラフ飛行時間型質量分析計	16,870円
液体クロマトグラフタンデム四重極型質量分析計	6,470円
溶出試験機	800円」

に、

「フローサイトメーター	1,720円」
-------------	---------

を

「フローサイトメーター	1,720円
セルソーター	6,120円」

に、

「分子間相互作用解析装置	5,010円」
--------------	---------

を

「分子間相互作用解析装置	5,010円
ケミルミイメージングシステム	880円
大型オートクレーブ	540円
オートクレーブ	150円
安全キャビネット	250円
微量高速冷却遠心機	220円
マイクロ天秤	220円
倒立型ルーチン顕微鏡	150円
セミドライプロットティング装置	130円
シーソーシェーカー	120円」

に、

「日本薬局方標準温度計	680円
-------------	------

を

「日本薬局方標準温度計	680円
CO ₂ インキュベーター	3,000円

に改め、同表の 2 の(2)の備考及び(3)の備考中「原子吸光光度計」の次に「ICP 質量分析計」を加える。

様式第 1 号中「富山県薬事研究所条例第 4 条第 1 項」を「富山県薬事総合研究開発センター条例第 3 条第 1 項」に、「薬事研究所の」を「薬事総合研究開発センターの」に、

「利用の目的	
--------	--

を

「利用の目的		
県内の事務所	所在地	
	名称	
又は事業所	電話番号	

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入すること。

様式第 2 号中「富山県薬事研究所条例第 4 条第 1 項」を「富山県薬事総合研究開発センター条例第 3 条第 1 項」に、

「依頼の理由	
--------	--

を

依 頼 の 理 由		
県 内 の 事 務 所 又 は 事 業 所	所 在 地	
	名 称	
	電 話 番 号	

に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 「県内の事務所又は事業所」欄は、県外の申請者が県内に事務所又は事業所を有する場合に記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表の1の改正規定（真空凍結乾燥機及び大型オートクレーブに係る部分を除く。）及び同表の2の改正規定は、富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例（平成30年富山県条例第38号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に利用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の富山県薬事研究所条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(くすり政策課)

